

大豊町次世代育成支援行動計画 (後期計画)

平成24年4月

大 豊 町

- 目 次 -

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の対象.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念.....	2
2 基本目標.....	2
3 施策体系.....	3
第3章 計画の基本施策	
1 地域の子育て支援.....	4
2 健やかに生み育てる環境の整備.....	7
3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備.....	10
4 子育てと仕事が両立できる環境の整備.....	15
5 子育て家庭の環境の整備.....	16
第4章 計画の推進.....	17
1 家庭・地域・企業との連携.....	17
2 保育所における質の向上のためのアクションプログラム.....	18

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

子どもの誕生は、親は勿論のこと、社会にとっても大きな喜びであり、その子の健やかな成長は、全ての人々の願いです。しかし、現在全国的に少子化の傾向は急速に進行しており、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、少子・高齢化の流れと人口の減少に歯止めをかけるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、大豊町においても総合的な取り組みを推進するため、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とする「大豊町次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本計画は、「楽しい子育て 子ども輝くまち」をめざすことを基本理念に掲げており、これまで地域における子育て支援を含めた取り組みを展開してきました。

後期計画では、今までの取り組みを踏まえ、次世代育成支援の新たな方向性を定めるとともに、地域特有の資源をより活用し、明るく豊かなまちづくりの実現のため、行政はもとより、家庭や地域、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

2 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等の個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「児童」「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全国的な傾向以上に、大豊町においては急速に高齢化が進行するとともに、出生数は減少傾向にあり、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきています。

核家族化、就業する女性の増加、過疎化、そして地域連帯の希薄化などの社会の構造的変化により、家庭や地域において子どもの養育機能が低下してきています。また、少子化に伴って子どもどうしのふれあいが減少するなど、子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与えることが懸念されています。

近年では、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ、子どもを生き育てたいと思う気持ちを誰もが率直に持つことが難しくなっています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識のもとに、あらためて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、子育ての意義について理解を深め、社会全体で子育てを支援していく環境を整備していくことが必要です。

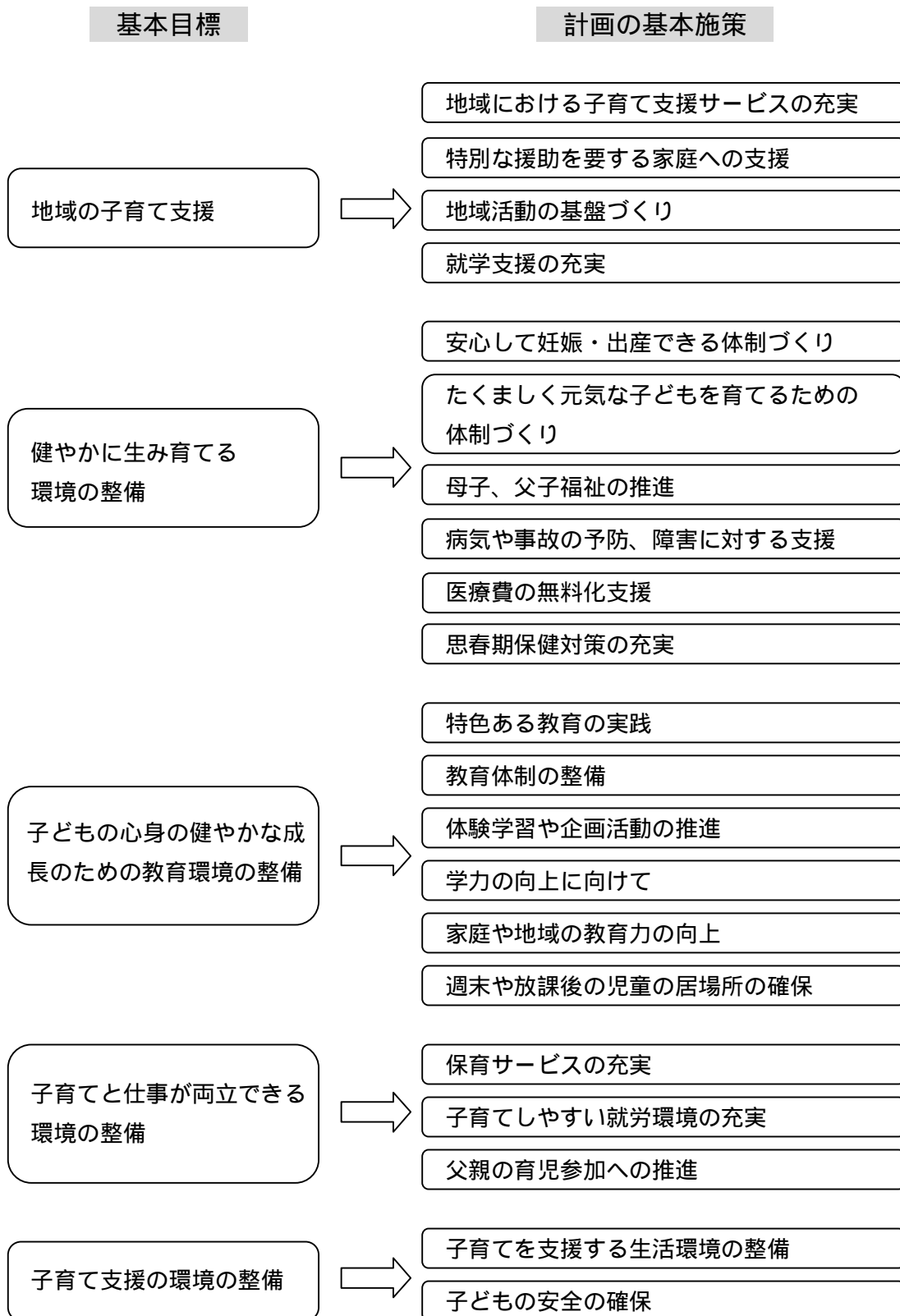
以上の考えをもとに、後期計画の基本理念を設定しました。

夢をはぐくむ子育て 教育環境

2 基本目標

- (1) 地域の子育て支援
- (2) 健やかに生き育てる環境の整備
- (3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てと仕事が両立できる環境の整備
- (5) 子育て家庭の環境の整備

3 施策体系



第3章 計画の基本施策

1 地域の子育て支援

地域の将来を託す子育て環境の充実に向けて、子どもの数が減少する地域の現実の上に立った施設の整備、保育サービスの質的向上充実を図るとともに、子どもたちの医療、地域における子育て環境の整備など、子どもたちの健やかな成長を積極的に支援します。

行政サービスへの要望

単位：人

(複数回答可)	小学校	就学前
親子が安心して集まる身近な場、イベントの機会が欲しい	13	7
子育てサークル等で活動できる場所が欲しい	2	3
子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を作ってほしい	18	7
子育てに困ったとき、居宅で子育てを支援してくれる人がほしい	2	2
保育所の場所等や環境整備をして欲しい	23	18
保育所の保育時間を現行より延長して欲しい	8	8
誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい	11	6
多子世帯の優先住居や広い部屋の割当てなど、住宅面の配慮が欲しい	9	5
残業時間の短縮や休暇の取得など、事業所に対して職場改善をはたらきかけて欲しい	8	4
子育てについて学べる機会を作って欲しい	7	5
その他	3	3

資料：大豊町「子育てに関するアンケート調査」

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

園庭開放事業の充実

本町では、子育て支援事業の一つとして、保育所で園庭開放事業を実施しています。

園庭開放事業は、保育所に通っていない親子も対象に、子育て中の親が知りたい内容、親子で楽しめる内容などの子育て相談も実施しています。

今後は、参加者のニーズを考慮し、より多くの方に参加してもらえよう周知を図るとともに、平日及び土曜日の午前中の開放を引き続き実施します。

絵本の読み聞かせによる親子の交流の促進

近年、子どもの本離れが進み、国語力が低下していることが指摘されています。そこで、子どもが小さい頃から本に親しめる機会を提供するため、総合ふれあいセンターで1歳6か月及び3歳児健診及び愛育相談に併せて、ボランティアの方や少年育成センターの職員による絵本の読み聞かせを行っております。

今後においても、多くの方に参加してもらえよう周知を図っていきます。

子育てに関する情報の提供と相談支援体制の充実

現在、子育て中の親には、子育てに関するさまざまな情報が提供されており、どのようにその情報を収集してよいのか、把握しにくい状況にあります。このため、そのような情報等の収集の場また機会の情報の提供を図っていく必要があります。

現在、本町が発行しています大豊町健康づくり予定表に子育ての相談、歯科・栄養教室等の日程を掲載しており、今後も情報の基幹メディアと位置づけ、今後とも継続的に発行をしていきます。

また、各学校や保育所で行われた行事の様子や町内及び保健福祉関係のイベント情報は、おおとよ行政広報誌「ゆとりすと」に掲載していきます。

(2) 特別な援助を要する家庭への支援

支援費制度の導入など、障害者福祉施策が大きく変わりつつある現在、障害のある子どもへのサポートは、「障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることはなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。

しかし、その過程では障害のある子どもが、地域で生き生きと生活ができるよう配慮が必要です。

そのため、障害への早期対応を目指し、妊娠中からの相談機会の充実、健康診査やフォロー体制の充実などを図ります。また、保健・医療機関等との情報交換の機会の充実や保育所や学校で保育や教育に携わる者に対する障害児教育・保健・療養の研修の充実を図ります。

(3) 地域活動の基盤づくり

子育て支援に関するサービスは多岐にわたっており、行政主体での取組では効果的な事業展開が難しくなっています。

今後、子どもたち自身の意欲向上はもちろんのこと、町内で活動するボランティア、民生児童委員などの子育て支援に関わる団体及び子ども会などが中心となって、子どもたちの地域活動や子育て支援活動を推進していく環境づくりを行う必要があります。そのため、各種団体に関する研修会や情報・場所の提供により、地域住民が中心となった支援事業及び青少年育成活動を推進していきます。

(4) 就学支援の充実

通学など地域的な特性からくる就学負担を軽減するため、高校生を対象とする支援制度、小中学生を対象とする入学支援制度など、就学支援に積極的に取り組みます。

2 健やかに生み育てる環境の整備

子どもが健やかに生まれ、成長していくために、母子保健・子どもの育て方の情報提供の充実が必要です。

子育て中の母親サークルの活動支援、各種の予防接種、医療費の無料化など、子育て支援施策の充実に積極的に取り組みます。

子育てに関し、日常悩んでいること・気になること(上位 10 位)

単位：人

(複数回答可)	小学校	就学前
子どもを叱りすぎているような気がする	12	5
子どものしつけ方(叱り方、ほめ方)	19	7
子どもとの時間を十分にとれない	14	5
病気や発育・発達に関する	8	3
子どもの教育に関する	20	5
食事や栄養に関する	3	4
仕事や自分のやりたいことが十分できない	3	2
子どもの上手な遊ばせ方	4	3
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法が分からない	2	0
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関する	6	3

資料：大豊町「子育てに関するアンケート調査」

(1) 安心して妊娠・出産できる体制づくり

妊娠中は、精神的にも不安定になることが多いことから、安心して出産ができるよう、妊産婦健康相談、妊産婦家庭訪問を実施していきます。

(2) たくましく元気な子どもを育てるための体制づくり

子どもの発育に不安を持つ親に対し、ケースに合った指導をしなければいけないことが増えており、集団指導だけでなく個別指導の必要性が高くなると考えられます。

そのため、現在行っております育児相談、乳幼児家庭訪問の充実を図っていきます。

また、月に1回「よちよちの日」を設け、子育て中の母親サークルの活動支援と子育てに関する情報提供を実施します。

(3) 母子、父子福祉の推進

母子、父子に関する福祉制度によるサービスの充実、高齢者などとの合同運動会の開催など地域における交流機会を創出するなど、母子、父子福祉の推進に積極的に取り組みます。

(4) 病気や事故の予防、障害に対する支援

発育発達の評価や疾病の診断を行うとともに、育児に関する適切な情報や育児方法に関する指導など、妊産婦や家族に対するきめ細やかな対応を行うことによって、健全な生活習慣の確立や健やかに子どもを生ま育てるため、現在実施しております乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診の充実を図っていきます。

(5) 医療費の無料化支援

出生から中学校を卒業するまでの間にかかる医療費の無料化を引き続き実施します。

(6) 思春期保健対策の充実

食育の推進

意識や認識に差異はありますが、健康で生活できることはすべての人の願いです。本町は、豊かな自然や生活環境、人情に厚い人間関係、強い絆で結ばれた共同体意識や活動など、健康については恵まれた恩恵を受けてきたと言えます。しかし、昨今や今後の日本の状況は、健康を蝕む方向にあると言って過言ではなく、本町も例外ではありません。特に、食材、調理、作法などを含め食の乱れが心配視されています。食の混乱で最も影響を被るのは次代を担う子どもたちです。子どもたちのためにも適正な食育の推進が必要です。

また、食は人間性の形成と家族関係づくりの基本でもあります。望ましい食習慣を身につけておくことも大切です。

「健康づくり」は、本町の主要施策であり、当然食育が大きく関係してきます。そこで、保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、食生活改善グループや婦人会、および関係団体等による保育所や学校対象の「郷土料理教室」や「健康料理教室」などを開催します。また、学校教育を中心に、「朝食をしっかりと食べよう」など以下の事業を推進します。

食育を実施するにあたっては関係機関が連携をとりながら、効率的・効果的な実施方法を検討していきます。

世代間での調理、農林業事業者や生産者と連携した意識啓発活動など地域と連携した食育を推進します。

郷土料理等、調理方法を伝える事業を推進します。

朝食をしっかりと摂るための啓発活動を推進します。

心と身体に関する知識の普及

自ら考え、たくましく生きていく力を持った子ども育成するため、子ども自身とそれを大人が思春期の発達と特徴を正しく理解することが重要です。現在、心身の成長が著しい思春期の中学生に現状に応じた思春期保健事業を行っており、今後とも継続していきます。

3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

「かしこく、やさしく、たくましい」子どもの成長を願って、大豊町中学校を中心とする一環教育による「大豊らしい特色ある教育」、「子どもたちが夢中になれる学校づくり」、「子どもたちが夢のきっかけをつかむことのできる教育」を推進します。

また、子どもたちのより良き教育環境の実現を目指した適正配置に向けた取組を進めるとともに、学校施設の耐震化工事を進めるなど、子どもたちが「大豊で学んでよかった。」保護者が「大豊で子育てしてよかった。」町外の人たちから「大豊で子育てしたい。」と言われる大豊教育を推進します。

(1) 特色ある教育の実践

子どもたちが夢中になる大豊ならではの「おおとよ教育」を実践するため、小中一環教育による特色ある学校で、特色ある授業に加え、ふるさと教育の充実、将来の夢のきっかけをつかむ体験、交流の実践、町独自の学校現場への人材確保を進めるなど、特色ある学校づくりを推進します。

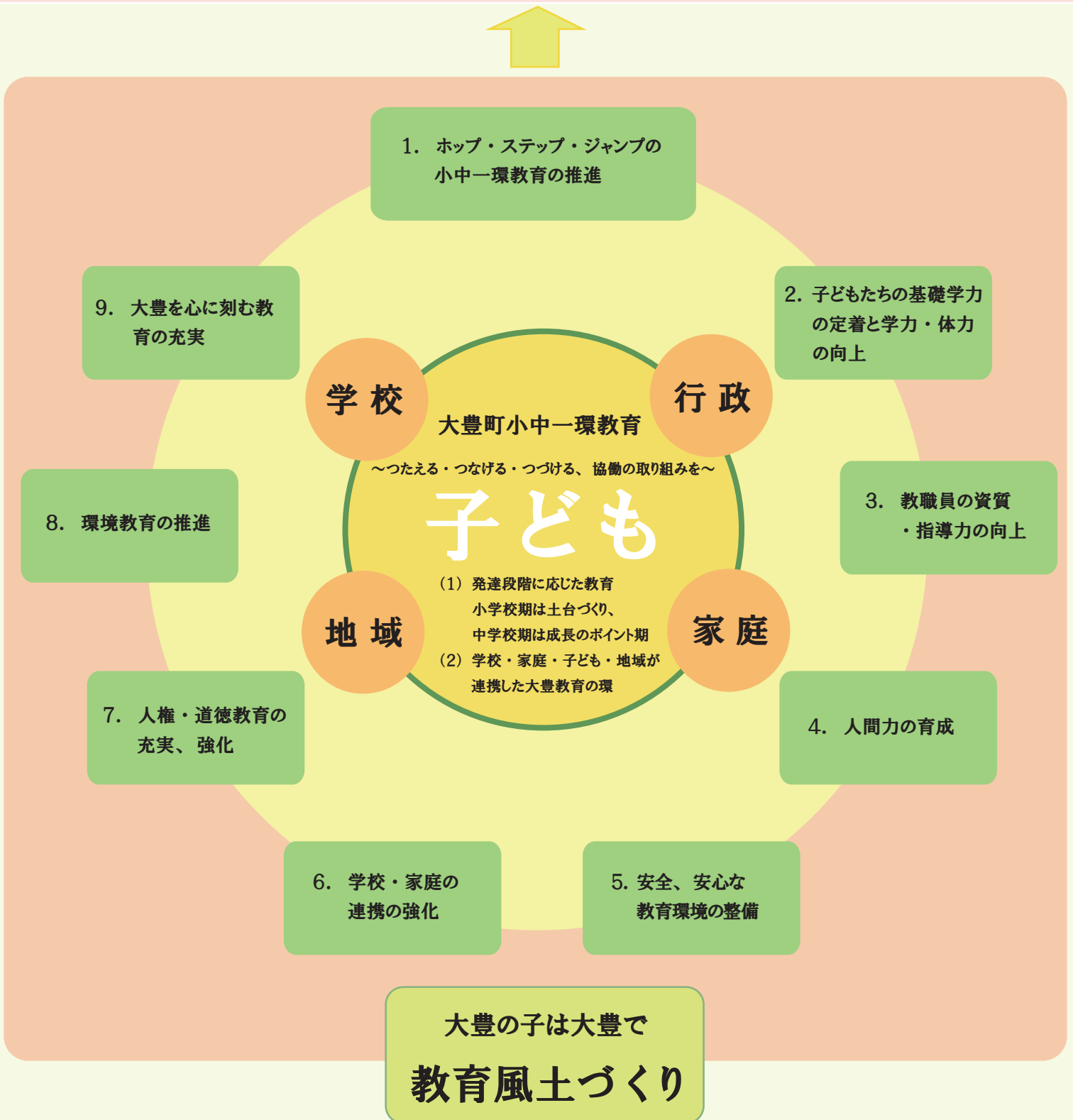
資料：大豊町「子育てに関するアンケート調査」

学校教育全体構想図

目指す子どもの姿

小中9年間で育てよう

- ・健やかでたくましい「知・心・体」
- ・当たり前のことが当たり前にできる力
- ・ふるさとを愛し誇りに思う心
- ・時代や社会に対応できる能力



また、その具体的な活動指針として、次の重点項目の具現化に向けて、町及び関係機関をあげて取り組みます。

なお、子どもの発達段階を次のように押さえ、それぞれの段階に適した教育活動を展開し、「知・心・体」で調和のとれた子どもの育成を推進します。

重点項目

知（かしこく）：学力の向上を目指した授業改善

- ・発達段階に応じた指導内容、指導方法、指導技術の工夫改善
- ・「読み書き計算」の重視による脳の活性化と基礎学力の定着
- ・家庭学習の習慣化

心（やさしく）：規範意識の育成

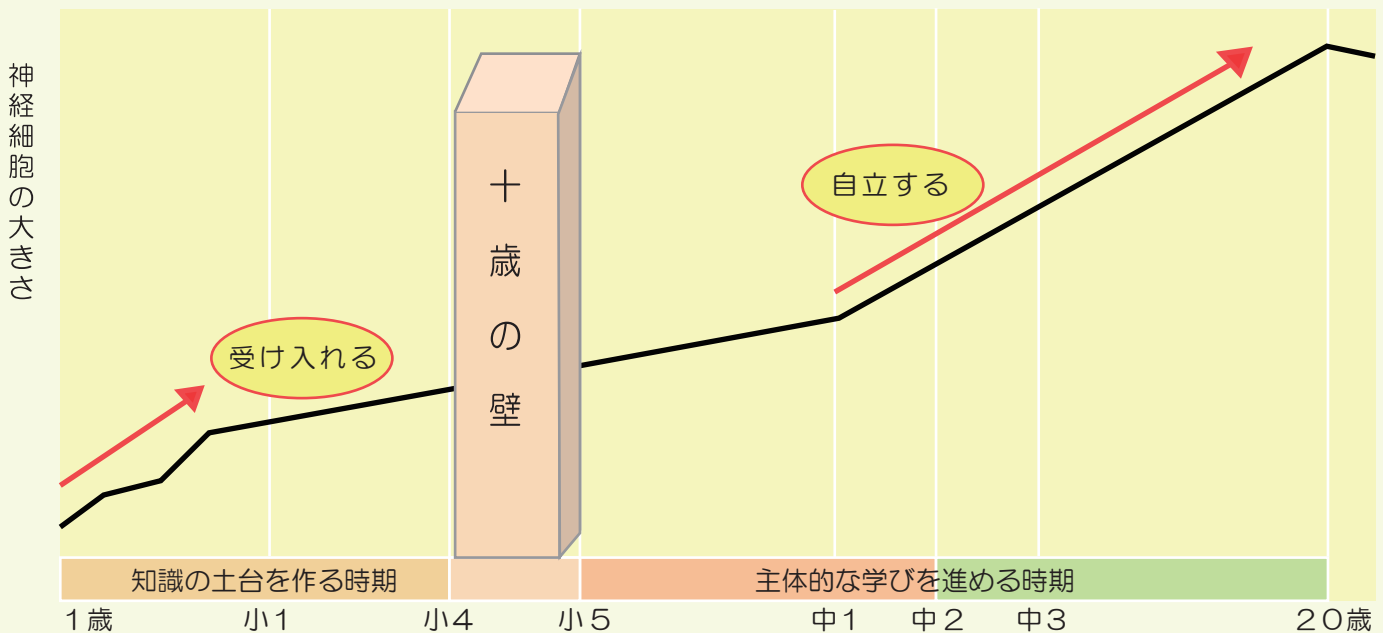
- ・基本的生活習慣の定着
- ・発達段階に応じた学習規律の定着
- ・児童生徒理解を活かした学校、学級づくり

体（たくましく）：体力の向上

- ・教科体育の授業改善
 - ・教科外体育での実践
 - ・運動習慣の確立
-

助走から、ホップ・ステップ・ジャンプの保小中一環教育
～前頭葉の成長～

- 助走期・・・就学前
- ホップ期・・・小1～小4 (反復・習熟期)
- ステップ期・・・小5～中1 (習熟・活用・発展期)
- ジャンプ期・・・中2～中3 (発展・飛躍期)



就 学 前	小1～小4	十 歳 の 壁	小5～中1	中2～中3	
助走期	ホップ期		ステップ期	ジャンプ期	
<ul style="list-style-type: none"> ●基礎基本の徹底反復 ●読み・書き・計算の重視 (ポップ期) ●基本的なしつけ ●「生活習慣」、「行儀作法・振る舞いなどの基本ルール」を身につけるポイント期 ●様々な運動経験 			<ul style="list-style-type: none"> ●基礎基本を習熟・活用 ●論理的思考力の育成 ●基本的生活習慣の確立 ●様々な運動経験と体力の向上 		<ul style="list-style-type: none"> ●知識・技能の活用・応用・発展 ●論理的思考力の深化 ●探究的・発展的な学習 ●自立 ●個性の伸長 ●自ら目的意識を持ち、自己実現 ●体力・運動能力の向上

(2) 教育体制の整備

生徒数の減少する中、子どもたちにとってより良き教育環境の整備を目指して小中一環のさらなる充実のため、学校施設の一体的な整備について検討を進めます。

(3) 体験学習や企画活動の推進

学校の中での活動には制限がありますが、それぞれの学校で、地域の特色を生かした取り組みを実施します。特に、ステップ期に当たる中学校期に重点を置き、職場体験学習などや、企画活動などを展開し、今後更なる向上をめざして取り組みます。

また、世界的価値観の育成を目的とした海外体験研修（ホームステイ）を視野に、英語教育の強化に努めていきます。

(4) 学力の向上に向けて

学力、特に基礎学力の定着と向上は、生きる力の支えをなすものです。本町では、冊子「キラリ大豊の教育」に示してあるように、ホップ期・ステップ期・ジャンプ期の特徴や発達段階を考慮した学校づくりに町あげて取り組みます。そのため、「読み・書き・計算」を重視した基礎学力徹底期から思考力や課題解決能力の育成期に向けてメリハリのある教育活動を推進し、その評価手段として「到達度把握テスト」を実施します。また、学力と切っても切れない関係にある「家庭学習」や「読書活動」の取り組みも進めます。さらに、子どもの豊かな心を育むために、道徳教育、人権教育を推進すると同時に、学習規律づくりや社会生活のルール及びマナーの育成に努めます。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

家庭、地域、学校が一体となって、地域の将来を託す子どもたちの健やかな成長を育むため、学校行事への町民の参加を促進するなど、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、通学児童の見守り活動により通学の安全対策をさらに進めるなど、地域の教育力の向上を図ります。

(6) 週末や放課後の児童の居場所の確保

共働きの増加などにより、週末や昼間保護者のいない児童の健全育成を図るため、「放課後子ども教室」を全小学校で実施し、安全に過ごせる場所の確保に努めます。また、夏休みなどの長期休暇中の児童の健全育成の向上も併せて実施します。

施設整備に当たっては、休校校舎の活用や遊休施設等の活用をしていきます。

4 子育てと仕事が両立できる環境の整備

(1) 保育サービスの充実

現在、本町では町内に保育所が3か所あり、1歳児からの入所が可能であるが、ほとんどの子どもは3歳児から入所しています。しかし、利用者には0歳児からの保育を希望する人など、様々なニーズがあります。また、子どもの数の減少、異年齢児との交流機会の減少などにより、子どもの社会性や子ども同士の関わりによる自発的な育ちの場が年々少なくなっています。

このため、将来的には、保育所の統合により、保育所運営の在り方、子どもの環境の充実を検討していく必要があります。また、統合した場合の保育所から遠い家庭に対して送迎の支援及び多様なニーズに対応した低年齢児保育などの保育サービスの充実の検討も必要になってきます。

保育所の子ども数に対応した保育士の適正配置を進め、施設整備の拡充整備を図るとともに、保育所におけるサービスの内容や保育士の専門性を高めるための研修内容を充実させて質的向上に努めるなど、保育環境の充実に努めます。

(2) 子育てしやすい就労環境の充実

子育てと就労の両立は、子育て支援の大きな目的の一つです。大豊町においては、子育てと仕事の両立を志向する家庭の多くが、今後とも働き続けるために職場の理解を求めていると思われれます。

そのため、職場における子育て支援に向けた理解と協力の促進を図るために、育児・看護休暇制度など就労支援施策の普及・啓発を促進します。

また、親子がふれあう時間を十分持てるよう、週40時間労働制への移行など労働時間の短縮についても普及・啓発を促進するとともに、在宅勤務など子育て家庭に配慮した勤務形態の導入を進めるため、関係機関の連携による啓発活動を図ります。

(3) 父親の育児参加への推進

母親の育児負担の解消のためには、父親の協力も不可欠ですが、母親のみが家事・育児を担っている実態もみられます。

そのため、父親の育児参加への啓発、育児について学習する機会提供などを推進していきます。

5 子育て家庭の環境の整備

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して育てるためには、安全で快適な居住空間や安心してのびのび活動できる生活環境が必要です。

自宅においては、余裕のある安全な住空間が確保されている必要があります。現在、本町には若者定住住宅が4棟ありますが、今後とも住宅情報の提供を行うことが求められています。

また、子どもの成長にとって有害な情報がまん延する場所に対しては、子どもが近寄らないようにするなどの配慮が必要です。特に、性や暴力などの有害情報を内容とするメディアは、以前よりも比較的子どもの手の届きやすい範囲に存在するようになってきています。このため、専門機関だけではなく、町民が一体となって、子どもの健全な育成を図っていくことが大切です。

(2) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには町や警察を始めとする関係機関・団体と一体となって協力し、地域全体で安全体制・防犯体制を整備しなければなりません。

現在、本町では、交通安全や防犯対策に関する様々な事業が、町や警察などとの連携により行われています。これから子どもの安全を確保していくためには、学校やPTAそして町民一人ひとりが、地域を安全にするという意識を持ち、それを実践していく必要があります。

また、その中では、子ども自身においても自分の身を守る方法を学んでおく必要があります。そして、万が一被害にあってしまった子どもに対しては、その後の健全な育成をサポートするような体制づくりを行うことが大切です。

第4章 計画の推進

1 家庭・地域・企業との連携

家庭

家庭は子育てにおいて、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、1人の人間として成長していくうえで基盤となるところです。家庭においては、男女が役割を分担し、家事育児を協力して行うことが望まれます。

また、核家族化し、家族の絆が希薄化する中で、親と子のふれあいの機会を増やし、親子の心のつながりを深め、子どもの自主性を尊重し、個性を伸ばす養育が望まれます。

地域

健やかな子どもの育成には、地域全体での支援が必要となります。そのためには、地域住民、各種団体、学校、関係機関との連携を保ちながら子育てのための環境づくりに参加することが重要です。

地域では、異年齢・世代間との交流や自然とのふれあいなど、豊かな自主性や感性を育むことが期待されます。

企業

働く人が地域で安心して子どもを生き育て、育児と仕事の両立を図るためには、職場内での子育て支援に向けた理解と協力の促進、また男性でも育児休暇を取りやすくするなどの社会的な意識改革が望まれます。

行政

子育て環境支援施策を進めるためには、社会の様々な関連機関と協力・連携して取り組んでいくことが重要となります。

本町では、本計画の全庁的な取り組みを推進していきます。

2 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策および地方公共団体（都道府県および市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムが策定され、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知されました。

これを受けて本町の保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定します。

目 的

本プログラムは、近年の子どもの育ちの変化、社会状況の変化により、基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の希薄化、運動能力・コミュニケーション能力の不足といった課題があげられる中、保育所の機能を生かした子どものより良い育ちを実現するための本町の施策の行動計画を示し、保育所における質の向上を図ることを目的とします。

(1) 保育実践の改善・向上

養護および教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図られるようにします。

保育士等および保育所の自己評価のガイドラインを作成し、人事考課を通して自らの保育を振り返り評価することで、保育の質の向上を目指します。

保育士研修会など関係者が参加する機会の充実に努め、保育実践に関する調査研究の推進を図ります。

保育所と関係機関との連携を効率的に行うため、イントラネット等の情報技術の整備改善を図ります。

地域の実情に応じ、地域子育て支援拠点、保育所、小学校、放課後子ども教室などの関係機関等と積極的な連携、協力、相互理解を図ります。

基本的な生活習慣の育成（指導計画の作成・保育活動の見直し）を図ります。

特色ある保育（地域性・施設環境を生かし、地域とともに子育てができるような事業の取り組み）を行います。

幼児理解を基盤とし、教材の工夫など、一人ひとりに応じた指導、また障がいのある児童等への支援を行います。

(2) 子どもの健康および安全の確保

保育所が子どもにとって健康で安全に生活できる場となるように、環境の整備を進めます。

保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成し、保育所における体調不良の子どもへの対応など、健康面における配慮を行い、感染症や食中毒などの対策を取れるよう、情報収集、対処法の充実に努めます。

特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と関係機関との連携を図ります。

町の保健師や少年育成センター、要保護児童対策地域協議会などと積極的な連携および協力を図り、要保護児童の早期発見、保護者への援助に努めます。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

保育士等の資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保します。

保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成し、保育所内外の研修、地域の多様な人材の活用に積極的に取り組み、保育所の職員に対する研修内容を充実します。

保育士が保育現場で求められる多様な課題、時代の変化に対応できるよう、保育士の専門性を高めるよう努力します。

保護者との信頼感を深め、精神面を支援するよう努力し、個人の記録・情報の保護を徹底します。

(4) 保育を支える基盤の強化

保育所の取り組みを支えるための保育環境の改善充実が図れるよう、支援体制等を整備します。

保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために必要な財源確保に努めます。